

岩手県告示第260号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸北沿岸田野畑海岸鳴之越地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也